

亀山市公告第39号

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）
第35条第3項の規定による犬・猫の引取り及び同法第36条第2
項の規定による負傷動物の収容について通知があったので、次のと
おり公告する。

平成30年6月18日

亀山市長 櫻井 義之

1 抑留した動物の種類等

種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
猫（雑種）	三毛	雌	中	91日以上	首輪あり 赤色のリボン

2 抑留した日

平成30年6月10日

3 抑留した場所

亀山市関ヶ丘

4 抑留期限

平成30年6月20日

5 連絡先

亀山市生活文化部環境課環境創造グループ

（電話：0595-96-8095）

三重県鈴鹿保健所衛生指導課

（電話：059-382-8674）